

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度の内容は以下のとおりです。
当社の紹介により就職した者が、本人の責に帰すべき事由により、入社後 6 か月以内に退職した場合は受領した手数料のうち次の割合を返戻する制度です。

- (1) 入社後 1 カ月以内に退職した場合 50%
- (2) 入社後 1 カ月超 3 カ月以内に退職した場合 25%
- (3) 入社後 3 カ月超 6 カ月以内に退職した場合 5%

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合により退職した場合には、手数料を返戻しない。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や、紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。